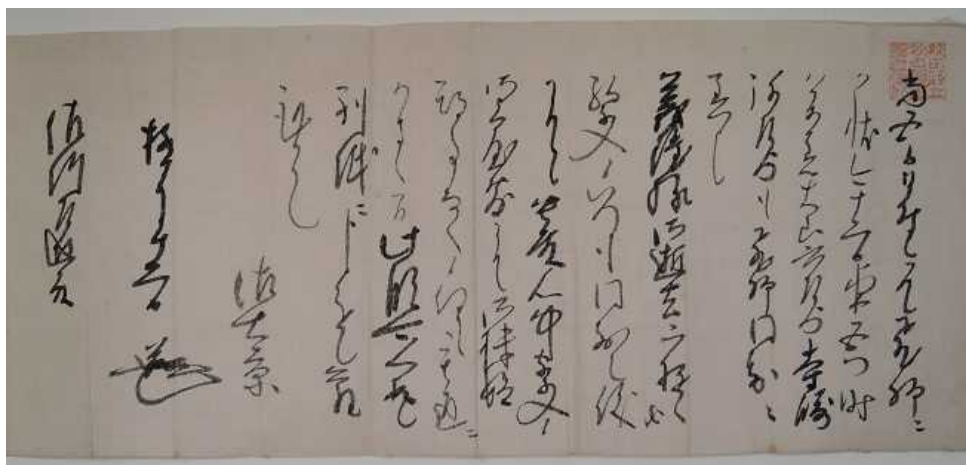


古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2015.7
第66号

藩主自筆書状

佐竹氏伝来史料・文書改



古文書解読講座は、定員に達しました。ご希望の講座をお申し込みになれなかった方、大変申し訳ありませんでした。

上の写真の史料をご覧下さい（AS二八九一―八―三）。釈文は、次のとおりです。

当五日日付にて飛脚二御状、今十二日夜五
つ時参着、大山六左衛門・寺崎弥左衛門も
飛脚同前二着申候、

義隆様御逝去被遊候由、驚人候、いつも同
前之儀にて候、貴殿心中察入候、上御屋敷
にて御抹鬢期事なく候、何も其通二御さ候
間、此段可心安候、別紙二申進候、恐惶謹
言、

極月十二日 佐右京 (花押)

佐竹左近殿

右の史料は、秋田藩三代目藩主佐竹義処の自筆書状とされています。自筆と鑑定したのは、秋田藩記録所です。

書状は、弟義長にあてたものです。書状の常として年次は、記されていません。しかし父義隆の死に言及していますので、寛文十一年（一六七一）と断定できます。

久保田で義隆が十二月五日亡くなりました。佐竹義隆家譜によりますと、五日に容態が悪くなり、その日のうちに亡くなったとあります。

その時、義処は江戸、義長は義隆と一緒に下国していましたが、久保田にいました。

佐竹義処家譜によれば、十二月五日、義隆が危ういという飛脚が久保田を発ち、十一日、江戸に到着します。翌日、義処が看病のための下国許可を江戸幕府に願ひ出ます。

ところが義処書状のように、義隆の訃報を知らせる飛脚が江戸に到着したのです。ただちに義隆死去を幕府に届け出ます。そうしたなかで義処は、久保田の義長に書状を認めたのです。

書状の最後の方に、「別紙二申進候」とあります。この「別紙」は、見あたりません。

義隆死後、義処がはじめて久保田に行くのは、翌年六月十三日。その前に義隆の葬儀は、久保田で執り行われました。その間、『国典類抄』等によれば、江戸の義処から様々な指示が出されています。「別紙」もその一つと推測されます。

ただし、藩主、この時は藩主が亡くなっていますので、「若殿様」が家中に向けて指示を出す場合、自ら筆を執るのが原則ではありません。義長に向けた何か特別な内容だったのでしようか。

義処書状は、多分に儀礼的な内容です。義処が義長に伝えたかったのは、「別紙」の方ではなかったか、そのように考えます。

さてここで義処書状の伝来を述べてみましょう。明和元年（一七六四）、佐竹家中寺崎広意が文書改を秋田藩記録所に申請しました。その時に記録所は、広意が提出した義処書状を召し上げました。閏十二月のことです（県A―九七・一二五）。義処書状は、廢藩置県後に佐竹氏、そして秋田県立図書館を経て、当館佐竹文庫に伝来しました。

広意の文書改のことを記した記録、そして召し上げのことを広意に伝えた記録所被仰渡控、さらには義処書状の封紙にも、「別紙」のことは記されていません。したがって広意は、義処書状しか所持していなかったといえます。

（2015年7月号）
そもそも広意は、なぜ義処書状を所持していたのでしょうか。広意は、書状に見える「寺崎弥左衛門」、つまり寺崎広方の子孫です。この事実から、広方は義処書状と「別紙」を義長に届けたからだ、このように推測します。飛脚とともに下ったのでしょうか。そうしますと十二日に江戸に到着した広方は、休む暇もなく、義長に書状を届けるため、すぐ久保田に戻されたという事になってしまいます。それが正しいとすれば、江戸時代の武士はなかなか大変です。

第66号
義長は必要な情報が記されている「別紙」だけを手もとにとどめた、このように推測します。義処書状は、寺崎氏に伝来し、「別紙」は、その後行方不明になった、このように考えるのです。義長の系統は壱岐守家などよばれ、廢藩置県に至りませんので、その末裔の方に伝来しているかもしれません。

佐竹氏伝来史料がまとまって残っているのは、当館佐竹文庫及び東京都千秋文庫です。二つの史料群に、もと佐竹家中が所持していたものがあるのは、珍しいことではありません。

いわゆる貞享書上の時、佐竹氏が幕府に提出した徳川家康や秀忠の文書は、佐竹東家に伝来した文書と、大坂の陣で梅津憲忠以下の家中に発給された秀忠の感状、つまりすべて家中の文書でした。この事実が端的に示していますように、秋田藩主佐竹氏には、提出できるような文書がありませんでした。

現在、千秋文庫には、家康や秀忠の文書があります。これらは、貞享以後に家中から集めたものです。それは、一点一点丁寧に誰が献じたかを朱で記しているのでわかります。

佐竹氏は、源義光の子孫で、系譜も確かです。鎌倉以来の薩摩国守護島津氏のように庶子家が惣領家を嗣いだわけではなく、室町期に守護だった系統です。ところが佐竹氏の場合、古いもののほど、もと家中の文書と思っても差し支えないのです。

さて広方は、元禄宝永期に文書改を受けています。その時の成果は、当館の「秋田藩家蔵文書」四九に収録されています。

この時、広方は義処書状を持つてはいたが、召し上げを恐れて、隠したわけではありません。元禄十年（一六九七）の文書提出令は、義処の一つ前の藩主義隆までの文書を提出せよと命じています。義処書状は、はじめから文書改の対象外だったのです。この頃は義処が藩主でした

し、義処の時の文書を提出してもそのまま返されました。

ところが時代が下ると、明和の頃は秋田藩主は八代目佐竹義敦ですが、義処書状に歴史的価値が認められ、召し上げるに至ったのでしょうか。ちなみに義敦以後の文書改で、記録所が家蔵を認定して写す、あるいは召し上げると判断した史料の下限は義処の頃までで、それ以降は無視されました。

義処書状は、八月二十九日からはじまり、企画展「藩政期の秋田」の前期に展示します。この他に前期は、二代目藩主佐竹義隆、八代目藩主佐竹義敦の自筆文書も紹介します。後期は九代藩主佐竹義和の自筆文書、十代藩主佐竹義厚の自筆日記を展示する予定です。

この他にも当館所蔵史料を紹介いたしますので、是非ご覧下さい。

前期は八月二十九日から九月二十三日、後期は十月三十一日から十一月三十日までです。前期と後期で、一部展示史料を入れ替えます。会場は二階特別展示室、時間は十時～十七時、入場は無料です。展示史料は出納・閲覧できませんので、予めご了承下さい。

最後になりましたが、義処書状の積文作成にあたっては、当館非常勤嘱託嵯峨稔雄・加藤民夫・金森正也の三氏から多大なるご助力をいただきました。このことを明記し、厚くお礼申し上げます。